

## 浜通り訪問リハビリステーション

今年も残すところあと1か月となりました。街なかの景色も変わり、寒さも一段と感じられるようになってきました。風邪を引かないように体調管理をしっかりとしていきましょう。

## 「難病」についての2回目です。今回は医療費助成制度についてお届けします。

長期療養が必要で負担が大きく、原因も不明な難病対策のため、医療費助成制度があります。

## ◎対象となるのは？



指定医\*<sup>1</sup>を受診して難病の「重症度分類」で病状が該当する場合で、指定難病及び指定難病を原因として発生する医療のみが対象。

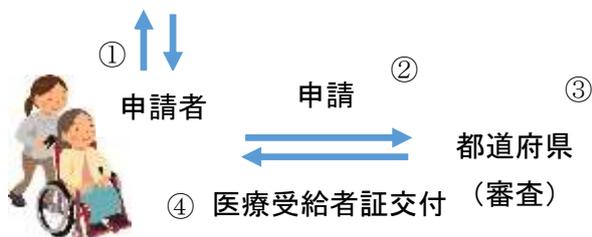
\*<sup>1</sup>：都道府県から指定を受けた医師

## ◎申請手続きの流れ



## 必要書類

- ・ 特定医療費の支給認定申請書、診断書
- ・ 住民票、市町村（非）課税証明書など課税状況を確認できる書類
- ・ 健康保険証の写し など



1. 診断書作成（指定医を受診）
2. 申請
3. 都道府県による審査
4. 都道府県による医療受給者証の交付

\* 支給認定の有効期間は原則1年以内

## ◎自己負担上限額について（月額）

非課税世帯で 2500円～5000円  
課税額により 10000円～30000円  
人工呼吸器装着者は 1000円

## ◎指定医療機関について

医療費の給付を受けられるのは  
都道府県から指定を受けた病院、診療所、  
薬局、訪問ステーションなど。

県庁内に難病相談支援センターが設置されています。  
毎年県内の指定難病の患者さんとそのご家族を対象  
とした医療相談会・交流会を実施しています。

難病相談支援センター  
（県庁本庁舎1階）  
TEL：024-521-2827